



2026 年 8 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社地域新聞社
代表者名 代表取締役社長 細谷 佳津年
(東証スタンダード・福証本則 証券コード：2164)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション室
執行役員 五十嵐正吾
(TEL. 0 4 7 - 4 8 5 - 1 1 0 7)

(開示事項の経過)

**株主による新株予約権無償割当て差止めの仮処分の申立て却下の決定に関するお知らせ
～公表済みの新株予約権の無償割当てを予定どおり実施する予定です～**

当社が 2026 年 7 月 13 日開催の取締役会において決議いたしました、当社の「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）」¹（以下「本対応方針」といいます。）所定の対応措置の発動としての第 12 回 A 新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てについて、2026 年 7 月 16 日付け及び同月 29 日付け各プレスリリース²にてお知らせしましたとおり、当社の株主である MTM Capital 株式会社（以下「MTM」といいます。）及びオプションハウス株式会社（以下「オプションハウス」といいます。）から本新株予約権の無償割当ての差止めの仮処分の申立てがなされておりましたが、本日、千葉地方裁判所が両申立てを却下する旨の決定（以下「本却下決定」といいます。）を行った旨を同裁判所から電話にて確認いたしましたので、お知らせいたします。

併せて、当社は、本却下決定を受け、本新株予約権の無償割当てを予定どおり実施する予定であることをお知らせいたします。

記

1. 本却下決定に至った経緯

当社による本新株予約権の無償割当てに対し、MTM 及びオプションハウスは、当社が本新株予約権の無償割当てを行うことは、株主平等原則に違反するとの法令違反（会社法

¹ なお、本対応方針の詳細については、2025 年 10 月 17 日付けプレスリリース「当社株式の大量取得行為に対する対応策（買収への対応方針）の更新について」をご参照ください。

² 2026 年 7 月 16 日付け「株主による新株予約権無償割当て差止めの仮処分の申立てに関するお知らせ」及び「株主（オプションハウス株式会社）による新株予約権無償割当て差止めの仮処分の追加の申立てに関するお知らせ」

247 条 1 号) 及び著しく不公正な方法によるもの (同条 2 号) に該当する等として、千葉地方裁判所に対し、それぞれ 2026 年 7 月 15 日付け及び同月 29 日付けで本新株予約権の無償割当ての差止めの仮処分の申立てを行っておりました。その後、千葉地方裁判所は、両申立てに係る仮処分事件を併合する旨決定しておりました。

当社は、いずれの申立てについても却下を求めて裁判所での主張等を行っていたところ、本日、千葉地方裁判所がいずれの申立てについても却下する旨の本却下決定を行ったことを同裁判所に電話で確認いたしました。なお、裁判所からの正式な決定書の交付 (送達) につきましては、明日 2026 年 8 月 7 日となる予定です。

2. 申立てをした株主らの概要

(1)	名称	MTM Capital 株式会社
(2)	所在地	東京都港区南青山六丁目 2 番 9 号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 嶋田智樹
(4)	所有株式数 (所有割合)	2, 031, 680 株 (所有割合 : 13. 07%) (2026 年 7 月 20 日現在) (注)

(注) 「所有割合」とは、2026 年 7 月 20 日現在の発行済株式総数 (15, 551, 510 株) から、同日現在の当社が所有する自己株式数 (3, 792 株) を控除した株式数 (15, 547, 718 株) に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(1)	名称	オプションハウス株式会社
(2)	所在地	神奈川県藤沢市南藤沢 8 番 9 - 2 0 6 号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 松島英将
(4)	所有株式数 (所有割合)	1, 755, 000 株 (所有割合 : 11. 29%) (2026 年 7 月 20 日現在) (注)

(注) 「所有割合」とは、2026 年 7 月 20 日現在の発行済株式総数 (15, 551, 510 株) から、同日現在の当社が所有する自己株式数 (3, 792 株) を控除した株式数 (15, 547, 718 株) に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。

3. 本却下決定を行った裁判所及び年月日

- (1) 本却下決定を行った裁判所
千葉地方裁判所
- (2) 本却下決定があった年月日
2026 年 8 月 6 日

4. 本却下決定の内容

- (1) 債権者ら（MTM 及びオプションハウス）の申立てをいずれも却下する。
- (2) 申立費用は債権者らの負担とする。

5. 今後の方針及び見通し

本新株予約権の無償割当ての効力発生日（2026 年 8 月 12 日）が迫っており、本却下決定は、本新株予約権の無償割当ての差止めの仮処分に関する裁判所としての最終的な判断になる可能性がございますが（なお、この点に関して、債権者（MTM）及び債務者（当社）は、本申立てに係る第 1 回審尋期日において、本新株予約権の無償割当ての差止めの仮処分に関する千葉地方裁判所の決定に対して不服申立手続の機会を確保することが事実上困難になる可能性について承諾しておりました）、本裁判手続に関して開示すべき事項が発生しましたら、適宜開示してまいりますので、今後とも、当社から開示される情報に十分ご留意いただきますよう、お願い申し上げます。

当社は、本却下決定を受け、本新株予約権の無償割当てを予定どおり実施する予定です。

但し、当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までに本新株予約権の無償割当ての必要性がなくなったと判断したときには、本対応方針に係る判断の公正性・客観性を担保するために設置された独立委員会（以下「当社独立委員会」といいます。）の意見を最大限尊重した上で、本新株予約権の無償割当ての実行を留保又は中止することを予定しております。例えば、(a) 本新株予約権の無償割当ての効力が発生するまでに、概要、①第 2 回認定対象株主³が、他の第 2 回認定対象株主及びその関係者（関係者への該当性は、本新株予約権発行要項⁴第 10 項(1)に定める非適格者の範囲に準じて判断されるものとします。）の全員の議決権割合（疑義を避けるために付言すると、信用取引に係る買い建玉の形で実質的に保有している株式に係る議決権割合も算入されます。）の合計が 20%未満であることについて客観的かつ合理的な資料を基礎として客観的に証明し、②それに基づき、当社独立委員会が第 2 回認定対象株主及びその関係者の議決権割合が 20%未満であることを合理的に認定し、かつ、③第 2 回認定対象株主が今後本対応方針を遵守せずに本対応方針に定義される買付等を行うことはないことを誓約する旨の当社所定の合理的な内容の書式に基づく書面を差し入れ、当該誓約書が遵守される見込みであると当社独立委員会

³ MTM、オプションハウス、合同会社トレーディングワン、八木圭介、チョイズ株式会社、株式会社ビー・アール・ビーパートナーズ及び相良健志を総称していいます。

⁴ 2026 年 7 月 14 日付け「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）に基づく共同協調行為の再度の認定、並びに新株予約権の無償割当て、新株予約権の無償割当てに係る基準日設定及び定時株主総会においてそれらについての追認をお諮りすることに関するお知らせ」の別紙 1 をご参照ください。

が合理的に判断した場合には、当社は、当社独立委員会による勧告に基づき、新株予約権無償割当ての実行（無償割当ての効力を発生させること）を留保又は中止いたします。

また、(b) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降で当社が差別的取得条項に基づき本新株予約権を取得する前までの期間においても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保及び向上という観点から本対抗措置の発動の継続が相当でないと考えられる状況に至った場合（例えば、上記(a)①から③に準ずる場合）には、当社取締役会は、当社独立委員会の意見を最大限尊重した上で、本対抗措置発動の停止、すなわち、本新株予約権発行要項第12項(3)に従い割り当てた全ての本新株予約権の無償取得を決議し、同決議に従い、全ての新株予約権を無償取得します。

さらに、当社は、(c) 本新株予約権の無償割当ての効力が発生し、かつ、当社が、本新株予約権の差別的取得条項に基づく、(i)第2回認定対象株主を含む一定の株主からの、本第二新株予約権を対価とする本新株予約権の強制取得、及び(ii)その他の株主からの、当社の普通株式を対価とする本新株予約権の強制取得を行った後であっても、非適格者全員の2026年8月10日時点における議決権割合（疑義を避けるために付言すると、信用取引に係る買い建玉の形で実質的に保有している株式に係る議決権割合も算入されます。）が合計20%未満であったことが、客観的かつ合理的な資料を基礎として客観的に証明されたと当社独立委員会が合理的に認めた場合には、当社は、取締役会決議により、同取締役会で定める取得日（実務上可能な限り速やかな日を定めるものとします。）に、当該取得日時点で行使されていない全ての本第二新株予約権について、当社普通株式を対価として取得することにより、可及的に本対抗措置が発動されなかった場合と同等の状態に復させることを予定しております。

当社は、今後の方針について開示すべき事項が生じた場合には、適時にその旨を開示いたしますので、引き続き、当社が開示する情報にご留意いただきますようお願い申し上げます。

以 上